

平成31年度

社会福祉法人田子町社会福祉協議会

事業計画

社会福祉法人田子町社会福祉協議会

平成31年度 社会福祉法人田子町社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

少子高齢化や過疎化が進み、地域社会が大きく変化した今日、既存のサービスや個人・家族の努力だけではそれぞれの生活を守ることはもはや難しい時代となっている。

また、昨年度は全国各地で大規模災害が発生し、いつ、どこで災害が起こっても不思議ではないことを思い知らされ、防災や災害発生時の取り組みもより一層現実的な課題となった。

このような課題に対し、人々の命と生活を守るのは地域の助け合いに他ならず、国では、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支えあうことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような「地域共生社会」の実現を求めている。

本会では、「地域共生社会」の実現を目指し、2018年度から2022年度までの5年間を計画期間とした第3次田子町地域福祉活動計画を策定し、福祉課題の解決に向けた取り組むべき方向性を示している。

昨年度には行政計画である田子町地域福祉計画の見直しも行われており、両計画の整合性を図りながら地域の介護や援護を必要とする人々が安心して生活できるよう、町をはじめ関係機関、団体や住民との連携をさらに深め、住民のまちづくりへの参加を基本とした事業の実施と必要なサービスの提供に努めていく。

2. 基本理念

みんなでつくる心のかようなやさしい福祉のまち
～自助・互助・公助と協働で高める地域の福祉力～

3. 推進項目

(一) 住民参加と小地域ネットワーク活動の推進

当町では地域における活動が一部の住民に偏る傾向にある。実態調査等により福祉課題の把握に努めながら、地域住民の相互扶助の意識を高め、思いやりの心を育む体制づくりに取り組み、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として参画する新たな活動の開拓に努める。

① 地域住民の主体的活動の推進

ア. 地域に出向いて社協事業の啓発や地域の情報交換を行いながら地域福祉推進に努める。

イ. 町が推進する「田子町地域見守りネットワーク」と連携し町全体での見守り体制を整備するために、すべての自治会で「ほのぼの協力員」を配置できるよう各自治会との協議を進めていく。

ウ. 地域ごとに福祉活動に関する組織の設置を目指す。

- エ. 福祉安心電話協力員との連携による効果的な見守り活動を推進する。
- オ. 町、田子町民生委員児童委員協議会及び自治会等と協力し、災害時要援護者（単身の高齢者や障害者等）に対する災害時における地域ごとの具体的なネットワーク体制づくりに努める。

② 当事者の社会参加の促進

- ア. 老人クラブ、身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会への助成と各団体の事務局を担当し活動の支援を行う。
- イ. 各福祉団体の自主運営に向けた支援に努める。
- ウ. 在宅介護者を対象にしたリフレッシュ事業を実施する。
- エ. 各地域の「集える場所」等の把握を行いサロン活動の拡充につなげる。
- オ. 各自治会等で実施する高齢者や障害者、子育て支援などのサロン活動に町と共に助成金を交付しサロン活動の普及と充実を図る。
- カ. 老人福祉センターの厨房を提供し、当事者団体やボランティア・地域住民との交流の機会を設ける。

③ 福祉課題の把握

- ア. 自治会、民生委員、福祉協力員、ほのぼの協力員、福祉安心電話協力員や保健推進員等と連携し地域の福祉課題の把握に努める。
- イ. 各種調査活動を実施し、ニーズの把握と課題の解決に努める。

(二) 地域福祉サービスの推進

介護保険サービス及び障害者福祉サービス等を提供するとともに、地域住民の組織的な活動や他の福祉サービスと合わせ、だれもが安心して住み続けることができる地域づくりに努める。また、今後ますます厳しくなると予想される介護保険事業については、事業運営方法の見直しを行い、在宅介護のニーズに合わせたサービスの提供に努める。

① 介護保険事業等の運営

ア. 介護保険事業の実施

在宅で介護を要する高齢者や障害者が日常生活の援助を受けながら安心して生活できるように努める。また、サービスに対する満足度や要望等の調査を実施し、健全な経営及びサービスの質の向上に努める。

○居宅介護支援事業（介護保険給付）

利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援するとともに、新規の利用者の確保に努める。

○訪問介護事業（介護保険給付・総合支援事業・障害者自立支援給付）

高齢者や障害者が自宅で安心かつ自立した生活が送れるよう365日24時間のサービスを提供する。また、ケアマネジャーや地域包括支援センターとの連携を深め、利用者の状況に応じた情報交換及び援助内容や時間帯等への提案を行い適切なサービスの提供に努める。

○通所介護事業（介護保険給付・総合支援事業・障害者自立支援給付）

利用者の社会参加を促進しながら、個別の心身機能の維持向上を図り、日常生活が活性化するように、利用者ひとりひとりの状態に合わせたサービスの提供に努めるとともに、重度化の予防にも取り組み、「選ばれるデイサービス」を目指す。

イ. 介護予防活動の推進

介護予防に関する講演や講座を開催するとともに、サロン活動でも積極的に介護予防のメニューを取り入れるようサロンリーダーに働きかけたり、老人クラブ活動や寄りあいっこ事業等で健康づくり体操やレクリエーションを実施し、健康寿命の啓発を行い心身の機能低下を予防するよう努める。

ウ. 田子町老人福祉センターの指定管理事業（2018年度～2020年度）

高齢者等の健康及び福祉増進を図るために各種相談、入浴サービス、レクリエーションの場となるよう利用者が安全かつ安心して施設を利用できるよう配慮しながら高齢者福祉の増進に努める。

② 地域福祉活動の推進

ア. 寄りあいっこ事業を毎月1回開催し、閉じこもり予防と仲間づくりを進める。

イ. 配食サービス事業（受託事業）

栄養バランスの取れた定期的な食事を提供し、安否確認と合わせて高齢者等の健康維持・増進を図る。また、病気の時などの緊急時の利用や対象者の拡大等を町と協議検討する。

ウ. 福祉機器の貸出を行い在宅介護の支援を行う。

エ. 福祉有償運送事業（補助事業）

公共交通機関の利用が困難で移動に何らかの制約を抱えている要介護者等の通院や入退院、施設の入退所の送迎サービスを実施する。

オ. 高齢者世帯等の安全のため、町、警察、消防、東北電力、防犯協会等との連携による高齢者等への防火防犯巡回活動を実施する。

カ. 閉じこもりの高齢者や障害者などに対する働きかけの方法を検討する。

キ. 介護教室を開催し介護の知識・技術の習得を支援する。

ク. 田子町学童保育施設「すくすく館」の指定管理者として町内3ヶ所での学童保育事業の実施並びに子育て支援（子育てサロン）の充実を図る。

ケ. 日常生活自立支援事業を必要な人たちが利用できるよう支援する。

（三）福祉教育・ボランティア活動の推進

社会的包摂に向けた地域住民を巻き込んだ福祉教育の推進に努める。また、町とともに住民を対象としたボランティア講座を開催するなどして、ボランティア活動の啓発を進め、人材の発掘及び育成に努める。

① 福祉教育の推進

ア. 障害に対する理解を深めるために学習・啓発活動を行う。

イ. 障害者とボランティア等が交流できる場づくりを進めていく。

- ウ. 町と連携して障害者の就労についての研修会やPR活動を支援する。
- エ. 障害者理解に向けて町内事業所との懇談会を実施する。
- オ. 幼児期からの福祉教育のカリキュラム作成に向けて教育委員会等と協議をする。
- カ. 福祉協力校の指定と児童生徒の福祉活動の支援をする。
- キ. 福祉協力校連絡会議を開催し活動の活性化に努める。
- ク. 福祉の仕事を目指している学生に対して、必要とされる実習プログラムに基づき養成実習の受け入れを行う。

② ボランティア活動の推進

- ア. ボランティアに関する情報提供や活動の調整・啓発宣伝を行うボランティアセンターの設置及びボランティアコーディネーターの配置について、町と協議検討する。
- イ. ボランティア活動の開拓及び連絡調整（斡旋・登録）を行う。
- ウ. サロン活動・イベント等の協力者（様々な特技・技術を持った人）を確保するために町民にPRし、人材登録してもらうよう努め、生きがいを持って生活できるように、シルバー人材センターの設置に向け関係機関と協議検討する。
- エ. ボランティアに関する講座等の開催と組織化を図る。
- オ. 活動の情報提供、各種研修会や体験学習の実施及び出張福祉講座を開催する。

(四) 福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実

公的なサービスの狭間で支援の手が届かず課題の解決に至っていない人たちも少なくない。社会福祉協議会の更なる周知と総合相談事業の充実を図り、あらゆる地域課題を「丸ごと」受け止められる場の整備に努める。

① 福祉情報の提供

- ア. 社協だよりを年6回発行し社協事業の啓発と福祉の情報提供に努める。
- イ. 社協への理解を深め、積極的な活動への参加を勧めるために社協の組織構成や事業についてわかりやすく説明されたパンフレットの作成に努める。
- ウ. 第53回田子町社会福祉大会を開催し福祉のまちづくりの意識を高める。
- エ. TCVを活用し日常的に情報提供を行うとともに、社協や福祉に関する番組の制作・放送等を通じて、住民が必要とする情報を発信し、福祉に関する多様な体験・学習の場を提供できるよう努める。
- オ. ホームページの運営・更新により事業運営の透明化の向上、社協事業の啓発と福祉の情報提供に努める。

② 相談体制の確立

- ア. 関係機関相互の情報交換会、勉強会等を開催し、相談ネットワークを構築するために関係機関と協議する。
- イ. 関係機関（人権・行政相談、法律、介護保険等）と連携を取りながらあらゆる相談に応じ、住民の福祉課題の解決につながるよう心配ごと相談所の充実を図る。
- ウ. 本会の事業に係る苦情受付及び解決について住民並びに役職員への周知を図る。
- エ. 苦情解決、第三者委員を設置し利用者からの苦情を解決するための体制を整備し

利用者の権利を擁護するとともに本会が提供するサービスの質の向上を図る。

③ 生活支援体制の確立

- ア. 住民参加による子育て支援の仕組みを検討するとともに、ファミリーサポートセンターの周知を図る。
- イ. 生活困窮者自立相談支援事業の適切な利用により生活困窮者の経済的自立と生活意欲を促進するとともに、低所得世帯や障害者世帯などに対して民生委員と連携を図りながら生活福祉資金の貸付や償還指導を行い対象世帯の自立を支援する。
- ウ. 緊急の資金などの（たすけあい資金）貸付けを行い、生活の自立を支援する。
- エ. 通院の付き添い、買物サービス、入院時の身元保証人等のさまざまな課題について今後提供できるサービスを町と協議検討する。
- オ. 緊急時にも対応できる居住サービスの活用について町と協議検討する。
- カ. 生活困窮に陥っている方に対し、一時的に食料を提供し支援する。

（五）社協基盤の充実強化

当町の財政状況及び時代の変化を踏まえ、事務・事業等の見直しを行いながら、役職員一丸となって自己評価や研修等に積極的に取り組み、経営の健全化に努める。

① 社協組織の強化

- ア. 正副会長会議を毎月開催し、必要な情報交換や運営の協議等を行う。
- イ. 理事会を年4回（6月・6月（組織会）・11月・3月）のほか必要に応じて開催する。
- ウ. 法人運営の監督及び役員へのけん制機能として定時評議員会を1回（6月）、評議員会を年2回（11月・3月）のほか必要に応じて開催する。
- エ. 適正な事業実施と財務規律強化のため、本会監事による監査を年2回実施（5月・11月）、外部の専門家による会計処理等の点検を実施する。
- オ. 理事・監事、評議員、福祉協力員及び各種委員の研修会への参加及び研修を実施し資質の向上に努める。
- カ. 専門委員会の見直しを図り、理事の担当制や事業への参画がしやすい体制を整備する。
- キ. 本会の理念・基本方針を明文化し、すべての役職員が目指す方向性を示す。
- ク. 役職員全員で社協が実施する事業の自己評価を行い具体的な課題の改善に取り組む。
- ケ. 社協の事業や組織体制、財政等の基盤を明確化するために、社協発展・強化計画の策定に努める。
- コ. 緊急（災害）時の対応マニュアルを作成し職員の出動や連絡体制を明らかにし、町や関係機関と協議し適切な対応ができるようにする。

② 職員体制の強化

- ア. 職員の地区担当制を設け、地域との情報交換会の計画的な実施に努める。
- イ. 職員の資質向上に向けて職員の職務や習熟度に合わせた内部研修を実施するほか、職員の資格取得支援や外部研修会等へ積極的な参加を支援する。

- ウ. 内部研修の実施や外部研修への派遣等を計画的に実施する。
- エ. 管理者会議並びに幹部会議（事務局長、次長、管理者、主任）を毎月開催し健全な経営に努める。

③ 財政基盤の整備

- ア. 会費の目的（使途）を明らかにし、会費（員）の募集を行う。特に、団体賛助会費の加入促進に努める。
- イ. 役員及び事務局職員の人件費の公費補助の確保に努める。
- ウ. 共同募金運動に協力し配分金（地域福祉活動資金）の確保に努める。